

公益財団法人  
日本バウンドテニス協会  
危機管理規程

# 公益財団法人日本バウンドテニス協会 危機管理規程

## (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本バウンドテニス協会（以下「本協会」という。）において発生しうる様々な事象にともなう危機に迅速かつ的確に対処するために必要な事項を定め、本協会の社会的責任を果たすことを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

### (1) 危機

災害、感染症の発生、関係者の違法行為その他の事件・事故等により、関係者等の安全、本協会の事業遂行、財産もしくは名誉に重大な被害または支障が生じ、または生じるおそれのある緊急の事象をいう。

### (2) 危機管理

危機が発生し、またはその原因となる事象の発生またはその発生の恐れが生じた状況において、危機の発生を未然に防止若しくは最小化し、または、前項に定める被害若しくは支障を最小化するために行う組織的な対応をいう。

### (3) 役職員

本協会の役員及び職員をいう。

### (4) 関係者

職員、登録会員、指導者、競技会の観客その他本協会の事業遂行に関係する者をいう。

## (基本方針)

第3条 本協会における危機管理の基本方針（以下「基本方針」という。）は、関係者等の生命・身体确保安全確保を最優先の目的とすると共に、本協会の組織、財産および信用の毀損の最小化を図ること等により、本協会の事業目的の円滑な達成の確保を図ることを目的として、違法行為、虚偽の事実の開示および本協会の社会的役割に照らして開示すべき事実の不開示による隠蔽を行うことなく、事象の正確な把握に基づき、適時に的確な対応を行うこととする。

## (役職員の責務)

第4条 会長は、本協会における危機管理を統括し、危機管理体制の充実を図ると共に、危機時における的確な対応に努めるものとする。

2 指導委員会は、危機管理に関する資料の配布、研修および訓練の実施等により、日常的な危機管理体制の充実を図るものとする。

- 3 理事会は、危機管理体制の構築及び危機管理について、必要な監督を行うと共に、適時に的確な決議を行うものとする。
- 4 役職員は、平常時・危機時を通じて、本協会における危機管理体制が有効に機能するよう、自らも危機管理意識を持って、職務を遂行するものとする。

(対策本部の設置)

- 第5条 会長は危機事象の対策のために必要と判断する場合は、当該事態にかかる緊急対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。
- 2 対策本部の構成は、当該事象に応じて決める。
  - 3 対策本部は、その事案処理に当たり、緊急性を要する場合には本協会の諸規程等により必要とされる所定の手続を省略することができる。
  - 4 前項の場合、対策本部は事案の終了後に、適切に処理することとする。

(危機事象の報告)

- 第6条 役職員は、緊急に対処すべき危機事象の発生または発生する恐れがあることを認識したときには、あらかじめ決めた情報連絡方法および手順により報告するものとし、情報の伝達が滞ることのないように努めなければならない。

(危機管理時における対応)

- 第7条 会長は、前項の報告を受けた場合その他危機またはその原因となる事象の発生または発生の恐れを認識した場合には、基本方針およびあらかじめ策定した対応方針に沿って、適時に的確な対応を実行するものとする。
- 2 前項に定める場合、役職員は、法令・定款及び本規程を含む諸規程を遵守し、会長の指示に従い、本協会における危機管理が適切に行われるよう、自らも危機管理意識を持って、必要な対応を遂行するものとする。

(情報開示)

- 第8条 会長は、第7条第1項に定める場合、基本方針に沿うことを前提に、本協会の社会的な役割に照らして行うべき適切な情報開示を行うものとする。
- 2 役職員は、第7条第1項に定める場合、前項に定める情報開示が適切に行われることを前提に、会長または理事会の承認なく、危機及びその原因となる事象並びに本協会の危機管理に関して業務上知りえた非公知の情報を開示してはならないものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、2026年4月1日より施行する。